

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版） 改訂の背景とポイント

背景と経緯

- 平成29年3月に「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を作成し、障害福祉サービス等を提供する事業者をはじめとする様々な支援者に周知してきたが、それから9年以上が経過。令和6年度障害福祉報酬改定においても意思決定支援の推進を指定基準に規定するなど、障害者の意思を尊重し、障害者の権利を保障するための支援を推進してきた。
- 今般、以下の経緯を踏まえて、意思決定支援の構造を再整理する必要が生じた。
 - 他分野（認知症、身寄りがない人の入院及び医療、後見事務等）の意思決定支援ガイドラインが発出された。
 - 国連障害者権利委員会による総括所見（令和4年10月）において、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインにおける「the best interest of a person（本人の最善の利益）」という言葉の使用に懸念が示された。
 - 第二期成年後見制度利用促進基本計画の中間検証報告書（令和7年3月）において、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインについては、障害者権利条約及び令和4年10月の障害者権利委員会からの総括所見、並びに障害者基本法（昭和45年法律第84号）の趣旨を踏まえた改訂も含め、見直しを検討する必要がある」とされた。
- このため、昨年度「障害者の意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究」においてガイドラインを改訂するための検討を行った。

第2版のポイント

- 「意思決定の主体」はあくまでも本人であり、本人主体の考え方を「理念・信条」として明示
- 「本人の最善の利益」に関する記載を削除**し、国連障害者権利委員会が提案する「（本人の）意思と選好に基づく最善の解釈」との表現に基づき意思決定支援を再定義
- 支援が困難と想定されるケースについて、本文と分けてコラムで整理
- 意思決定支援のプロセス（意思形成支援／意思表明支援／意思実現支援）**を明確化
- ICTツール（クラウド等の情報共有ツールなど）の活用による記録・情報共有の効率化を追記
- 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者等、障害特性に応じて相互の意思疎通を円滑にするための環境調整も含めた**合理的配慮、情報アクセシビリティに関する記載**を追加
- 意思決定支援に関する具体例を追加し、別冊の事例集として整理

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン 現行（第1版）と改訂（第2版）の章立て・内容の比較

第1版		第2版	
I. はじめに	1. ガイドライン策定の背景 2. ガイドラインの趣旨	1. ガイドライン策定・改訂の背景 2. ガイドラインの趣旨	3. ガイドラインの理念・信条
II. 総論	1. 意思決定支援の定義 2. 意思決定を構成する要素 (1) 本人の判断能力 (2) 意思決定支援が必要な場面 (3) 人的・物理的環境による影響 3. 意思決定支援の基本的原則 4. 最善の利益の判断 5. 事業者以外の視点からの検討 6. 成年後見人等の権限との関係	1. 意思決定支援の定義 ・コラム①（「意思」と「選好」に「基づく」とは？） 2. 意思決定支援の基本的原則 3. 意思決定支援に影響を与える要素 (1) 本人の意思決定能力の捉え方 (2) 人的・物理的環境 (3) 事業者以外の視点からの検討 (4) 成年後見人等の権限との関係	・コラム②（意思決定支援において、困難を感じる場面への対応）
III. 各論	1. 意思決定支援の枠組み (1) 意思決定支援責任者の役割 (2) 意思決定支援会議の開催 (3) 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供 (4) モニタリングと評価及び見直し 2. 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮 3. 意思決定支援の根拠となる記録の作成 4. 職員の知識・技術の向上 5. 関係者、関係機関との連携 6. 本人と家族等に対する説明責任等	1. 意思決定支援が必要な場面 2. 意思決定支援のプロセス ・コラム③④（意思決定支援におけるアセスメントとは？その1,2） 3. 支援現場で意思決定支援を進めるための枠組み (1) 意思決定支援責任者の役割 (2) 意思決定支援会議の開催 (3) 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供 (4) モニタリングと評価及び見直し	(5) 意思決定支援の根拠となる記録の作成 ・コラム⑤（管理者・サービス管理責任者・支援員等の連携や役割分担の重要性） 4. 意思決定支援を進める際に留意すべき事項 (1) 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮 (2) 職員の知識・技術の向上 (3) 関係者、関係機関との連携 (4) 本人と家族等に対する説明責任等
IV. 意思決定支援の具体例	1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援 2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援 3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援	(別冊) 1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援 2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援 3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援 4. 重症心身障害のある本人の通所継続に関する意思決定支援 5. GHへの移行を見据えた居住の場の選択に関する意思決定支援 6. 障害者支援施設入所者の買い物や外出先の選択に関する意思決定支援と金銭管理支援 7. 盲ろう者の社会参加に関する意思決定支援	

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版） 概要（Ⅰ．はじめに）

1. ガイドライン策定・改訂の背景

- ・ 今般のガイドライン改訂の背景となる経緯等を記載

2. ガイドラインの趣旨

- ・ 意思決定支援は、支援者が主体となって本人の意思を決定することではなく、**本人が自らの意思、選好及び価値観に基づいて意思決定を行えるよう、支援者が環境調整等を通じて、その意思決定の過程を支える取組**であることに留意する必要。
- ・ 本ガイドラインは、障害者の意思決定支援についての考え方を整理し、サービスの現場において本人の意思、選好及び価値観に根ざした意思決定支援がより具体的に行われるために、**基本的な考え方・姿勢・方法・配慮事項**等を示した。また、事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成する際の**意思決定支援の枠組み**を示すことにより、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

新

3. ガイドラインの理念・信条

- ・ 「意思決定の主体」はあくまでも本人であり、本人の意思を尊重することが最も重要であるという視点に立ち、本人と対面して聞き取ったり、言葉で表現することができないことを解釈したりして、**「わたしの意思を尊重するために支援者に大切にしてほしいこと」**としてガイドラインの信条をまとめた。

（一部抜粋）

- ・ 誰でも意思があります。わたしにも意思があります。わたしの意思を大事にしてください。
- ・ わたしのことについて話し合う場には必ずわたしが参加できるようにしてください。
- ・ わたしの話を前向きに受け止め、いろんなことに挑戦させてください。
- ・ 知らないことは体験させてください。
- ・ 「いいえ」、「いやです」、「ちがいます」といいやすくしてください。
- ・ 自分で決めることができるよう、選択肢をだして丁寧に説明してください。
- ・ わたしのペースに合わせて、わかりやすく伝えてください。
- ・ わたしの話をさえぎらずに最後まで聞いてください。

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版）

概要（Ⅱ．総論）

1．意思決定支援の定義

- 意思決定支援とは、障害者が、日常生活や社会生活において、意思、選好及び価値観に基づき、迷い、修正を繰り返す過程を含め、その意思（思い）が反映された生活を送ることができるよう、**本人の意思決定を可能な限り支えること**。
- あらゆる支援を尽くしてもなお、特定の場面において本人の意思と選好を明確に確認することが困難な場合には、本人の表情や行動等から読み取れる意思と選好の表出のあり方や、本人のこれまでの生活から得られる価値観その他様々な情報を踏まえ、**本人の意思と選好に基づく最善の解釈を行うこと**も意思決定支援に含まれる。

2．意思決定支援の基本的原則

- (1) 本人への支援は、**自己決定の尊重**を基礎としつつ、**本人の意思、選好及び価値観が可能な限り反映されるように行う**ことが原則。また、自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。
- (2) 「一般的な常識からみた正しさ」や職員等の価値観と照らした場合、不合理と思われる決定であっても、他者への権利を侵害しない限り、**その選択を尊重するよう努める姿勢**が求められる。
リスクを含めて受け止める支援を実現するためには、**チームや事業所全体として取り組む体制を構築**することが重要である。
- (3) 実務上可能なあらゆる支援を尽くしても、本人の意思と選好を明確に確認することが困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史や人間関係等、様々な情報を踏まえ、根拠を明確にしながら、**本人の意思と選好に基づく最善の解釈を行う**。

3．意思決定支援に影響を与える要素

新

- (1) 本人の「意思決定能力」の捉え方
 - どのような障害があっても、**本人には意思決定能力があることを前提**にして、意思決定支援を行う。
 - 意思決定支援を進める上では、本人の能力を評価するのではなく、その場面において、**どのような支援を行えば本人自身が意思決定しやすくなるか**を検討するために、意思決定能力の状態を把握することが重要。
- (2) 人的・物理的環境
- (3) 事業者以外の視点からの検討
- (4) 成年後見人等の権限との関係

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版）

概要（Ⅱ．総論）

新

コラム②「意思決定支援において、困難を感じる場面への対応」

1. 本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じる場合等

- 意思決定支援の結果として、本人が意思を示した場合、その意思をそのまま実現させてしまうと、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じるような場合があります。また、本人の意思を実現すると、他者に権利侵害を生じさせてしまうような場合があります。
- そのような場合は、本人の生命や身体の保護、他者の権利擁護のための対応に関する検討が求められます。これらの対応は、意思決定支援とは異なる視点、すなわち、**本人の生命・身体の保護や他者の権利擁護という観点から、例外的に求められる措置であることに留意が必要**です。ただし、その場合であっても、**可能な限り本人の意思と選好を踏まえ、支援や環境調整によって対応できる余地がないかを検討することが重要**です。
- 意思決定支援は、障害のない人との平等を基礎として、障害のある人の自由を実現するためのものです。本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じるような場合や、他者に権利侵害を生じさせてしまうような場合への対応は、障害の有無に関わらず、本人の保護や他者の権利擁護のために行われる行為と同様の考え方に基づいて行われることが求められます。

2. 意思決定や意思確認が困難とみられる場合

- 意思決定支援を尽くしたにもかかわらず、当該場面において本人の意思と選好を明確に確認することが困難な場合には、どうしたらいいでしょう。例えば、遷延性意識障害の状態にある人は、たとえ、内心で様々なことを思っていたとしても働きかけに対して応答や反応を表出することができないため、支援者としては意思と選好に基づく最善の解釈をするための根拠となる事実を見いだすことができないと感じるかもしれません。
- その場合においても、**本人がこれまで人生において積み重ねてきた生活や経験、行為の蓄積の中に、本人の意思と選好に関わる情報が含まれているはず**です。意思と選好に基づく最善の解釈をするための根拠となる事実が少ない場合、解釈の余地が増えることはあるかもしれませんが、**あくまでも本人の意思と選好に基づく最善の解釈を続けることが求められます**。
- ただし、意思と選好に基づく解釈をもって、支援者が、法定代理人など法定権限を与えられた第三者でなければ行うことができない法律行為を行えるようになったり、医療同意など本人の一身専属の権利に関わる行為を代替できるようになるものではないことは、いうまでもありません。

意思決定支援において困難を感じる場面への対応について、上記1および2のとおり述べましたが、意思決定の主体はあくまで本人です。そのことを忘れず、日々の支援に取り組みましょう。

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版）

概要（Ⅲ．各論）

1．意思決定支援が必要な場面

(1) 日常生活における場面

- 例えば、食事、衣服の選択、外出、排せつ、整容、入浴等基本的な日常生活に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。この際、本人に日頃から「自由に選んでよい」「ノーと言ってもよい」などのメッセージを伝え、**多様な意思や希望を安心して表明できるように支援を行う**ことが重要。
- 日常生活におけるすべての場面で、意思決定支援を意識した支援を継続して行う**ことが重要。

(2) 社会生活における場面

- 自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームに住まいを替えたり、グループホームの生活から一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。
- 様々な住まいでの体験の機会の活用を含め、**本人の意思と選好の確認を最大限の努力で行うことを前提**に、事業者や家族、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等が集まり、判断の根拠を明確にしながら、**本人の希望する生活への移行を原則**として、意思決定支援を進める必要。

新

2．意思決定支援のプロセス

- 意思決定支援のプロセスは、本人が何を大切にしているかを知り、本人の選好及び価値観に根差した意思の形成を支援し、本人がそれを障壁なく表明することを支援し、さらに表明された内容の実現に向けて伴走することによって構成される。

(1) 本人の選好及び価値観に根差した意思を形成することの支援（**意思形成支援**）

- 本人が自己決定、自己選択するためには、豊かな体験や経験が必要。本人が意思を形成するために必要な情報は、本人の理解しやすい方法で、その都度、丁寧に説明することが必要。また、実際の場面で体験してみることにより、本人が自らの意思と選好を形成していくことにつながる。

(2) 本人が意思を障壁なく表明することの支援（**意思表明支援**）

- 心の中で決めていても、それを表明・表出するには、本人が直面する社会的障壁を踏まえた適切な環境調整が必要。また、本人の意思、選好及び価値観は時間の経過や経験、関係性、生活状況等に応じて変わり得るため、支援を継続することが重要。

(3) 本人の意思の実現に向けて伴走するための支援（**意思実現支援**）

- 本人の意思、選好及び価値観を尊重し、本人のもつ力を最大限活かした上で、本人に関わる多様な関係者と必要に応じて協働し、利用可能な社会資源等を活用しながら、日常生活・社会生活に反映することを支援する。

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版）

概要（Ⅲ．各論）

3．支援現場で意思決定支援を進めるための枠組み

- (1) 意思決定支援責任者の役割
 - ・ 意思決定支援責任者は、意思決定支援計画の作成に中心的に関わり、意思決定支援会議を企画・運営する等の取組を進める。
- (2) 意思決定支援会議の開催
 - ・ 意思決定支援会議は、**本人参加**の下で、意思決定が必要な事項に関する情報や参加者が得ている情報を持ち寄り、本人の意思、選好及び価値観を確認したり、明確な確認が困難な場面では、**意思と選好に基づく最善の解釈を試みるための協議**を行う仕組み。
- (3) 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供
- (4) モニタリングと評価及び見直し
- (5) 意思決定支援の根拠となる記録の作成
 - ・ **本人のこれまでの生活の全体像を理解し、記録する**ことは、本人の意思、選好及び価値観の状態と変化を踏まえた意思決定支援の実践につながるとともに、本人の意思と選好に基づく最善の解釈をするための重要な手がかりともなる。
 - ・ 記録の方法や内容について検討することが有用。その際には、写真・動画等の活用に加え、**クラウド等の情報共有ツールを含むICTツールの活用**による業務の効率化について検討することが望ましい。

4．意思決定支援を進める際に留意すべき事項

- (1) 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮
 - ・ 意思決定に必要と考えられる情報について、本人が十分に理解等し、実際の決定に活用できるよう説明し、決定の結果起こり得ること等を含めた情報を、可能な限り本人が理解できる形で提供することが重要。そのために**意思疎通のための合理的配慮**を行うことが求められる。その際、障害特性に応じて意思疎通を円滑にするための環境整備を行い、**アクセシビリティを確保**する。
- (2) 職員の知識・技術の向上
 - ・ 本ガイドラインを活用した研修を実施すること、意思決定支援に関する事例検討を積み重ねることが重要。
- (3) 関係者、関係機関との連携
 - ・ 意思決定支援責任者は、事業者、家族や成年後見人等の他、関係者等と連携して意思決定支援を進めることが重要。
- (4) 本人と家族等に対する説明責任等
 - ・ 本人や家族に対して、**意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明**を行う。また、苦情解決の手順等の重要事項についても説明する。

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版）

意思決定支援の流れの一例

